

防災の手引きと 防災マップを ご活用ください



▲昭和村防災の手引き
(A4フルカラー、26ページ、全戸配布済み)

村は避難場所や危険地域などを記載した「昭和村防災の手引き」を全世帯に配布しました。また、以前お配りした「防災マップ」と合わせて災害への備えを再確認するために、ぜひご活用ください。

▶ 問合せ 総務課庶務係 ☎24-5111 (内線111)

まずは中身の確認を!

村内の警戒が必要な場所や、最寄りの避難場所などが確認できます。災害はいつ発生するかわかりません。「防災マップ」は家族の目にとまる場所に掲示し、「防災の手引き」は保存版として身近に備えておきましょう。村ホームページにも掲載していますのでご活用ください。

昭和村ホームページ▶

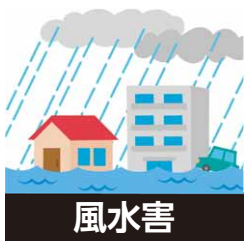


▶ 昭和村防災マップ
(A3フルカラー、1枚、全戸配布済み)



災害時に取るべき行動を確認しましょう

大雨や地震などの災害から身を守り、落ち着いて行動できるように、防災の手引きと防災マップを使って考えてみませんか。



風水害

大雨が予測されたら
情報収集



1~8ページ
をチェック

- 最新の情報・警戒レベルを確認
- 川の水位やがけ崩れなどに注意

早めの行動を意識して
避難準備

- 雨の強さと降り方を確認
- 風の強さと吹き方を確認
- 備蓄品や非常用持ち出し袋を準備

状況に応じて
避難

- 隣近所で声のかけ合い
- 高齢者・子ども・障害者の避難に協力
- ⚠️ 土砂災害や家屋倒壊の心配がなければ自宅での安全確保も可能です。



地震

地震が起きたら
身を守る



6ページなど
をチェック

- 安全な場所で身の安全を確保する

揺れがおさまったら
情報収集

- 火元・ブレーカーを確認
- 靴を履く(足を守るため)
- 家族の安全を確認

余震に注意しながら
避難準備

- テレビやラジオなどで情報の確認
- 火災の発生を防ぐ、初期消火など

状況に応じて
避難

- 避難時に車は極力使用しない
- 隣近所で声のかけ合い

福祉医療制度について

▶ 問合せ 保健福祉課保険係 ☎ 24-5111 (内線133)



福祉医療制度は、医療機関などの窓口で医療費の自己負担分を市町村と県が助成する制度です。子ども、重度心身障害者、母子(父子)家庭など要件を満たした方に福祉医療受給資格者証を交付しています。

▼他の医療費助成制度を併用したら医療費は…

他の医療費助成制度が優先です

福祉医療制度以外の公費負担医療制度が利用可能な場合は、その制度が優先適用されます。

福祉医療制度は、昭和村福祉医療費支給に関する条例において、福祉医療費以外の他の医療費負担制度を利用し、一部負担金相当額の支給があった場合は、その部分の福祉医療費助成は行わないことと定められています。

- 一定の要件を満たす方は、福祉医療制度の他にも利用できる医療費助成制度があります。

他の医療助成制度の一例

- ・自立支援医療 (更生医療、育成医療、精神通院医療)
- ・特定医療費(指定難病)
- ・小児慢性特定疾病医療
- ・日本スポーツ振興センター災害共済給付 など

- これらの制度を利用していただくことで、福祉医療費の経費を節減することができます。
- ※福祉医療制度を安定的に運営していくために、福祉医療制度と他の医療費助成制度の併用にご理解とご協力をお願いします。

保険証



福祉医療費受給資格者証



保険給付(7割)

保険給付(7割)

福祉医療(3割)

福祉医療 助成制度

他の制度を併用すると福祉医療は少なくなります。

これらの制度を利用するためには、別途申請手続きが必要です。各制度は、ホームページからご確認ください。

群馬県 福祉医療 他制度 検索



福祉医療費受給資格者証の申請

福祉医療費受給資格者に該当する人(右表)で、福祉医療費受給資格者証の交付を受けていない人は、役場保健福祉課で申請をしてください。

◆使用方法

福祉医療費受給資格者証は、県内の医療機関で受診するときに、保険証と一緒に窓口で提示してください。県外での受診や治療用装具を装着した場合は、負担金を支払ってから領収書を持って、役場保健福祉課へ申請してください。

◆福祉医療費の返還について

母子・父子家庭の人は、結婚した場合(事実婚も含む)は資格を喪失しますので、届出をしてください。

また、受給資格者が子どもの場合で、保育園や学校で「けが」などをした場合には、他の医療助成制度(保育園・学校の災害共済保険など)が優先となります。まずは保育園・学校に連絡してください。もし、福祉医療費受給資格者証の使用と保育園・学校の災害共済給付の両方を受けたときには、福祉医療費分を返還していただくこととなります。

○対象者一覧

(昭和村に住所がある医療保険の加入者)

区分	対象者	手続きに必要なもの
子ども	0歳児～中学校3年生の年度末(3月31日)まで	保険証・印鑑
次のいずれかに該当する方		
重度心身障害者	・特別児童扶養手当1級の対象となった方	証書・保険証・印鑑
	・障害年金1級の該当となった方	年金証書・保険証・印鑑
	・身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方	身体障害者手帳・保険証・印鑑
	・療育手帳の交付を受け、判定がAの方	療育手帳・保険証・印鑑
母子家庭	18歳未満の児童とその児童を扶養している母	保険証・印鑑
父子家庭	18歳未満の児童とその児童を扶養している父(ただし、所得税非課税者のみ)	保険証・印鑑
親のない子	18歳未満の親のない児童(ただし、所得税非課税者のみ)	保険証・印鑑

マイナポイント第2弾スタート



▶ 問合せ 企画課広報統計係 ☎ 24-5111 (内線141)

◆①第1弾に申し込んでいない方へポイント付与

マイナンバーカードを取得された方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方や、マイナンバーカードをこれから取得される方は、**申込み・チャージまたはお買い物で、最大5,000円相当のポイント付与**を受けられます。

また、2021年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ20,000円のチャージやお買い物を行っていない場合は、2022年1月以降も引き続き、上限5,000円相当までポイントの付与を受けることができます。

最大20,000円分のマイナポイントがもらえます。ポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は2022年9月までです。

①マイナンバーカードの新規取得など

最大5,000円相当

2022年6月頃申込み開始予定

- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った方(すでに利用申込みをした方も含む)は、7,500円相当のポイント付与
- ③公金受取口座の登録を行った方(登録手続は今後開始予定)も、7,500円相当のポイント付与



▲マイナポイント事業ホームページ

②健康保険証としての利用申込み

7,500円相当

③公金受取口座の登録

7,500円相当

マイナンバーカードをまだお持ちでない方へ

▶ 問合せ 総務課住民係 ☎ 24-5111 (内線115・116)



◆75歳以上の方向け・マイナンバーカード交付申請書が再送付されます

マイナンバーカードをまだ取得されていない75歳以上の方を対象に、後期高齢者医療広域連合からマイナンバーカードの申請に必要な書類(右の図)が今後順次送付される予定です。同封の申請書の返信先は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)ですのでご注意ください。マイナンバーカードを申請すると以下のようなメリットがあります。

- ・本人確認書類として使えます。
- ・マイナンバーカードに対応している医療機関で、保険証(被保険者証)として使用できます。
- ・スマートフォンやパソコン・カードリーダーなどがあれば、オンラインで確定申告ができます。

宛名台紙



交付申請書



返信用封筒



※郵送で申請する場合のみ使用

※総務省・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から送られてくる書類です

申請に必要な情報が記載されています(郵便で申請する場合は必要事項を記入して返信)

マイナンバーカードの申請について、よくあるご質問

Q1. 申請書が届かない

A1. 今回の交付申請書の再送付は75歳以上の日本人住民の方が対象です。75歳未満の方や、最近住所変更をしたなどの理由により申請書が送付されない方で、申請を希望する人は役場住民係へお問い合わせください。

Q2. 申請は役場に行かなければいけないの?

A2. 自宅に届いた申請書を使い、スマートフォンや郵送などの方法で直接申請をしてください。申請の方法が分からない場合は役場住民係へ問合せください。

Q3. どれくらいでマイナンバーカードができるの?

A3. 申請内容に不備がなければ、申請してから1カ月程でお渡しができます。

Q4. 必ず申請しなければいけないの?

A4. マイナンバーカードの申請は義務ではありませんが、さまざまな手続きにおけるマイナンバーの確認や、本人確認の手段として用いられるほか、国民生活の利便性の向上を目的としているものですので、この機会にぜひ申請をしてください。